高松市監査委員告示第26号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地 方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年11月22日

高松市監査委員 吉 田 IF. 己

稔 同 下 Ш

妻 男 同 鹿 常

同 西 尚 章 夫

財政援助団体等監査の結果に基づく措置通知について

第 1 財政援助団体等監査で指摘した事項に対する措置内容等

対	象	部	局	創造都市推進局産業組	圣済部農林水産課 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
措	昔置通知日平成24年10月19日				
		【改割	身を!	要する事項】	【措置された内容】
1				に係る収受文書の事	

務処理を適正にすべきもの

補助金等の交付申請者から提出さ れた着手届および完了届の受理に係 る事務処理の取扱いについては、高松 市事務決裁規程第4条第1項,第5条 第1項および別表第1文書, 庶務その 他の表第17項の規定に基づき、専決 者(主管課長)までの決裁を受けなけ ればならないが,平成16年度高松市 食肉センターと畜解体業務運営補助 事業に係る着手届および完了届は、そ の受理に係る決裁を受けていないの で、今後、着手届および完了届を受理 したときは、これらの規定に基づき、 適正に事務処理されたい。

補助金等交付に係る収受文書の事務 処理については、平成23年度から高 松市食肉センターと畜解体業務運営補 助事業に係る着手届および完了届につ いて, その受理に係る課長決裁を受け た。

対	象	部	局	創造都市推進局産業経済部商工労政課
措	置	通 知	日	平成24年11月5日

【改善を要する事項】

【措置された内容】

事業計画書を受理し,内容を検証すべきもの

指定管理者に対し、次年度の事業計画書の提出を指導し、収支予算書と合わせ、平成25年度指定管理業務事業計画書の提出を受けるとともに、基本協定書等に基づき適切な管理運営が行われるか、その内容の検証を行った。

第2 財政援助団体監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

対 象 部 局	創造都市推進局産業組	圣済部農林水産課
措置通知日	平成24年10月15	9 日
【意見を付	けされた事項】	【措置された内容】
管理運営業務 確化について	に係る委託範囲の明	
管たか員と作託みいる書い選務提置ろが囲さの託作さの託の表をしまるが囲さの託作うが囲さの託作にするが関さの託作にするといるを表している。	高託松平作に記異事管に置にられた様肉1内載さ生処運営で齬畜査を出ておてと業きを業して記以の選問を開ておてと業きを業しておびとののに仕じ等委がなり、3つに仕じ等委のにはは、4、3つに仕じ等委のには、5、4、5、6、6、6、6、6、6、6、6、6、6、6、6、6、6、6、6、6	管理運営業務に係る委託範囲については、平成23年度から指定管理業務仕様書にて明確にした。
再委託契約事	務の適正な管理につ	

再委託契約事務の適正な管理については、平成23年度から再委託業務届出書を提出させ、契約書および業務内容の確認を行った。